

<目次>

入学について

*各ページ脇に検索しやすいように目印がついています。

1 新学齢児の入学手続き・・・32

- (1) 新学齢児の県立特別支援学校への入学手続き
- (2) 新学齢児の市立特別支援学校への入学手続き
- (3) 就学義務の猶予又は免除者の県立特別支援学校への入学手続き

新学齢児

就学猶予等

転学について (県内)

2 転学手続き (県内)・・・35

A 小・中学校と県立特別支援学校間の転学手続き・・・35

- (1) 小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き
 - ①本人の住所が変わらない場合
 - ②本人の住所が変わる場合
- (2) 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き
 - ①認定特別支援学校就学者が視覚障がい者等でなくなった場合
 - ②認定特別支援学校就学者が地域の小・中学校で学ぶことが思料できる場合

小中→特支

特支→小中

B 特別支援学校間の転学手続き・・・41

- (1) 県立特別支援学校間の転学
 - ①本人の住所が変わらない場合
 - ②本人の住所が変わる場合
- (2) 県立特別支援学校と市立特別支援学校間の転学
 - ①市立特別支援学校から県立特別支援学校へ
 - ㊦本人の住所が変わらない場合
 - ㊧本人の住所が変わる場合
 - ②県立特別支援学校から市立特別支援学校へ

特支→特支

市立→特支

特支→市立

転学について（県外）

3 他都道府県との就学及び転学手続きについて・・・49

(1) 本県から他都道府県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合・・・18～19

②本人の住所が変わらない場合・・・20

特支→他県等

(2) 他都道府県から本県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合・・・21～22

②本人の住所が変わらない場合・・・23

他県等→特支

(3) 区域外就学した児童生徒の区域外就学等の終了について

①本県から他の都道府県の特別支援学校へ区域外就学をした

児童生徒の区域外就学が終了した場合・・・24～25

②他都道府県より本県の特別支援学校へ区域外就学した

児童生徒の区域外就学終了が終了した場合・・・26～27

区域外終了

4 その他 私立の小中学校等との転学について・・・59

***ホームページ上では、一括又は必要な箇所だけダウンロードできるようにします。**

(凡例)

法・・・学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

令・・・学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

規則・・・学校教育法施行規則（昭和二十二年文科省令第十一号）